

令和5年度

駒岡清掃工場電油操作器整備業務

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名

駒岡清掃工場電油操作器整備業務

2 業務内容

本本委託業務は、工場全体の安定した稼働を確保することを目的とし、各電油操作器の円滑かつ継続的な運転を図るための点検、整備、清掃等を行うものである。

3 履行期間

令和5年4月5日から令和5年6月30日まで

4 業務場所

札幌市南区真駒内602番地

札幌市駒岡清掃工場

5 業務範囲

(1) 対象設備

次の機器の点検・整備を行う。

ア 乾燥空気量調節ダンパ用電油操作器(1・2号)

岡谷精立工業㈱製 型式;EOP4-Y51 【2台】

イ 燃焼空気量調節ダンパ用電油操作器(1・2号)

岡谷精立工業㈱製 型式;EOP2 【2台】

(2) 整備内容・支給品

別紙「整備内容書」及び「図面」を参照すること。

6 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において、主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

7 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成30年版建築保全業務共通仕様書による。

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 1部

イ 業務責任者指定通知書 1部

ウ 業務責任者経歴書 1部

エ 業務日程表 1部

(2) 現場作業中に提出するもの

ア 作業日報 1部

イ 週間予定表 1部

(3) 業務完了時に提出するもの

ア 整備報告書 2部

整備ごとに整理し、一括提出すること。

設備、機器の仕様に変更が生じる場合には、完成図面等を併せて提出すること。

設備、機器の仕様に変更が生じる場合には、完成図面等を併せて提出すること。
該当設備・機器について熟知した者が作業を行い、次回交換推奨部品や点検推奨項目等を報告書に記載すること。

イ 業務記録写真 1部
業務記録写真は、各整備の整備前、整備中、整備後を撮影して提出すること。

ウ 業務完了届 1部

(4) 任意に提出を求めるもの

異常報告書（速報） 1部

各種測定記録時等に管理基準値外の数値を計測した場合又は異常の疑いが見られる場合には直ちに速報を提出すること。

(5) 提出図書等の様式

提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。

2 検査に使用する測定器及び計装用計器（以下、「測定器等」という）

(1) 検査に使用する測定器等は、校正又は点検調整済みの機器とし、事前に校正記録、検査成績書、点検表及び使用期限を明示した記録を提出し、施設管理担当者の承諾を受けること。

(2) 測定器等は、その測定に必要とされる精度のものを使用すること。

(3) 測定器等は十分な保管管理を行い、使用しない時は専用のケース及び場所に保管し損傷等による測定値の誤りのないようにすること。

(4) 測定器等を損傷させた場合及び誤測定が発生した場合は、代替品により再測定を行うこと。この場合も(1)同様事前承諾を受けること。

3 適用法令

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。

(2) その他適用法令及び適用規格

業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。

ア 日本産業規格

イ 内線規程

ウ 消防法

エ 建築基準法

オ その他関連法令、規格

4 業務条件

業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

業務時間：8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

(1) 焼却炉等の予定停止期間

ア 1・2号炉中間整備：令和5年5月5日～5月30日

イ 全停電作業予定日：令和5年5月13日

(2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

5 業務責任者

(1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。
業務責任者に変更があった場合も同様とする。

ア 氏名

イ 年齢

ウ 経歴書

エ 受託者との雇用関係を証明する書類等

(2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。

なお、常駐とは、実際に整備作業(資材・機材の搬入、仮設作業等を含む)が行われている期間を示し、以下の期間を除く。

ア 契約から現場施工に着手するまでの期間

イ 炉の切替期間など、整備作業が全面的に一時中止している期間

(3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者又は現場代理人と工程調整を図ること。

6 建物内外施設等の利用

(1) 居室等の利用

原則として利用できない。

(2) 資材置場、仮設事務所

資材置場・仮設事務所等に必要とする用地については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

7 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車に必要な用地は施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

8 安全衛生管理

(1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等を心掛けること。

(2) 酸欠等作業場所

施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知するとともに、関係法令を遵守し事故防止に努めること。

9 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

10 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

11 出入禁止箇所

業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

12 服装等

(1) 業務関係者は特記事項による他、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。

(2) 業務関係者は、前号に定める場合、また特別な作業に従事する他は、名札又は腕章の着用を義務付ける。

13 施設管理担当者の立会い

作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。

14 業務の立会い、確認

施設管理担当者の指示に従い、次の立会い、確認を受けること。

(1) 業務開始前

当該設備の現状を確認し、履行体制等の準備の後、原則として施設管理担当者の確認を受けること。

(2) 業務実施中

ア 自主検査（社内検査）

受託者は、各機器の整備終了次第チェックシート等により検査し、報告すること。なお、チェックシートの様式は、施設管理担当者の承諾を受けること。

イ 段階確認ほか

各整備は、指定された期間内に実施するものとし、前述の自主検査を終了した後、施設

管理担当者の立会、確認を受けること。

なお、施設管理担当者より改善指示書が出された場合は指定する期日までに改善するとともに、当該箇所の改善報告書を提出し、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

15 復旧

他の設備及び既存物件の損傷・汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

16 その他

- (1) 作業は本仕様書に基づいて行い部品等については明記のない場合及び汎用品を除き、メーカー純正品とし規格・型番等は厳格に守ること。
- (2) 各作業について職種別に人工数を作業日誌等で報告すること。
- (3) 各機器整備後の試運転調整、合格条件は特記事項による。
- (4) 特許等に関わる事項は、受託者にて整理すること。

III 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
- (2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材（機器付属品は除く）
- (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等（支給品除く）
- (4) 業務の実施に必要な事務所等の仮設設備
- (5) 業務の実施に必要な電気の使用に係る経費
- (6) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費
- (7) 文具等の事務消耗品
- (8) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

2 業務条件

- (1) 委託期間中において、焼却炉の運転休止に関する作業については施設管理担当者と綿密な調整を図り、次の予定停止期間内で実施すること。
- (2) 本業務履行期間中における他予定業務・工事は次のとおりである。
 - ア 焼却設備中間整備業務
 - イ ダイオキシソ類濃度測定業務
 - ウ 計装設備保守業務
 - エ 電気設備整備業務
 - オ クレーン整備業務
 - カ 塩化水素・ばいじん濃度計保守業務
 - キ 電動機整備業務

3 ダイオキシソ類ばく露防止対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシソ類ばく露対策要綱」（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づき作業を実施することとし、保護具は以下の管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

場所名	管理区域	保護具レベル
炉室内	レベル1	レベル1

4 廃棄物の処理

- (1) 業務の実施に伴う発生材の処理方法は以下のとおりとする。

発生材・廃棄物名		処理方法
ア	焼却可能なもの	投入ステージ大扉横へ搬出
イ	廃金属	ステージ退出路下の廃金属置き場へ
ウ	廃油	ステージ退出路下の廃油置き場へ

- (2) 仮設事務所から出る廃棄物及び仮設便所の処理費用は、受託者の負担とする。

5 完了条件

検査により、次の条件が満たされること。

- (1) 各機器の試運転の結果が良好であること。
- (2) 上記において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行う。
その原因が受託者の責に帰するものである場合は、補修方法等について協議のうえ、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されないこと。
その原因が受託者の責に帰するものでない場合は、施設管理担当者と対応を協議し、承諾を得ること。

6 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

7 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については施設管理担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止を図ること。
ア 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など作業従事者等の健康管理に留意すること。
イ コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
ウ 業務の履行に当たっては、極力「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を図ること。
現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。

令和5年度

駒岡清掃工場電油操作器整備業務

整備内容書

整備対象	図番	整備内容
1 乾燥空気量調節ダ ンパ用電油操作器 (1, 2号) 型式：EOP4-Y51 【2台】	5 ～ 10	1 各部を分解し、部品の点検及び清掃を行うこと。 【点検箇所】 ・ケーシング ・カップリング ・シリンダ ・フォースコイル ・サクシオンフィルタ ・噴射管 ・圧力計 ・油ポンプモータ ・油面計 ・復原機構 2 各部の消耗部品の交換及びオイル交換を行うこと。 3 無負荷時の開閉動作時間、操作軸回転角及びシリンダへの供給油圧（定格：1.5MPa）を測定し、調整を行うこと。 4 ループテストにより試運転を行うこと。 中央制御室の DCS より開度信号を 25%刻みで入力し、0%→100%→0%の順序で電油操作器の開度を確認する。なお、施設管理担当者の立会のもと行うこと。 5 焼却炉立上げ時に動作確認のため、立会を行うこと。 (1・2号炉の計2回)
2 燃焼空気量調節ダ ンパ用電油操作器 (1, 2号) 型式：EOP2 【2台】	4 6 11 ～ 15	1 各部を分解し、部品の点検及び清掃を行うこと。 【点検箇所】 ・ケーシング ・カップリング ・シリンダ ・フォースコイル ・サクシオンフィルタ ・噴射管 ・圧力計 ・自動手動切替コック ・油ポンプモータ ・油面計 ・復原機構 2 各部の消耗部品の交換及びオイル交換を行うこと。 3 無負荷時の開閉動作時間、操作軸回転角及びシリンダへの供給油圧（定格：1.5MPa）を測定し、調整を行うこと。 4 ループテストにより試運転を行うこと。 中央制御室の DCS より開度信号を 25%刻みで入力し、0%→100%→0%の順序で電油操作器の開度を確認する。なお、施設管理担当者の立会のもと行うこと。 5 焼却炉立上げ時に動作確認のため、立会を行うこと。 (1・2号炉の計2回)

支給品一覧

1 乾燥空気量調節ダンパ用電油操作器（1, 2号）

名称	型式・規格	数量
本体ガスケット	OP-B4-12103	2 枚
ポンプベースガスケット	OP-B4-12109	2 枚
シールリング	OP-B4-12112	2 枚
ディフューザガスケット	OP-B4-12302	2 枚
リリース内弁	OP4-15602	2 個
モータフランジガスケット	G03-1355-1	2 枚
トランスミッタ	G30-1609	2 個
エアブリーザ用フィルタエレメント	STD-903-3	2 個
サクシオンフィルタ(マグネット付)	FIL-OP4, HOP5-MS	2 個
圧力計用Oリング	AN6227#4	2 個
ディフューザ用Oリング	AN6227 #6	2 個
ポンプベースボルト用Oリング	AN6227#8	2 個
リリース弁用Oリング	AN6227#13	2 個
噴射管	OP-B4-12390	2 個
支持金具	OP-B4-12391	2 個
ピボット ASS'Y	G22-1270	2 組
油面計	OLG-30N-MS1	2 個
グリセリン入圧力計	A1/4G*60*3MPa	2 個
シリンダ用Oリング(ピストンロッド用)	AN6227#6	2 個
シリンダ用Oリング(蓋用)	AN6230#6	2 個
作動油	ダフニスパータービンオイル #32 20L ペール缶	1 缶

2 燃焼空気量調節ダンパ用電油操作器（1, 2号）

名称	型式・規格	数量
上蓋パッキン	OP-B1-11103	2枚
管継手パッキン	OP-B1-11118	6枚
ポンプベースガスケット	OP-B1-11312	2枚
側部ガスケット	R-B-20108	4枚
モータフランジガスケット	G03-1355~3	2枚
トランスミッタ	G30-1610	2個
サクシオンフィルタ(マグネット付)	FIL-OP1, 2, 22, HOP2, 3-MS	2個
エアブリーザ用フィルタエレメント	STD-903-3	2個
圧力計用Oリング	AN6227#4	2枚
6C 継手ブロック用Oリング	AN6227#8	4枚
6C 元圧継手用Oリング	AN6227#10	2枚
リリーフ弁用Oリング	AN6227#11	4枚
6C 元圧継手用Oリング	AN6227#13	2枚
噴射管	OP-B1-11201-2	2個
支持金具	OP-B1-11290	2個
ピボット ASS' Y	G22-1270	2個
油面計	OLG-30N-MS1	2個
グリセリン入圧力計	A1/4G*60*3MPa	2個
リリーフ弁	TOP-2VB-OP-MS2	2個
軸受パッキン	OP-B1-11107	4枚
オイルシール	UE385811	4個
6C ハンドル Ass' y	OP-6C-10106-MS1	2組
作動油	ダフニスパータービンオイル #46 20L ペール缶	3缶